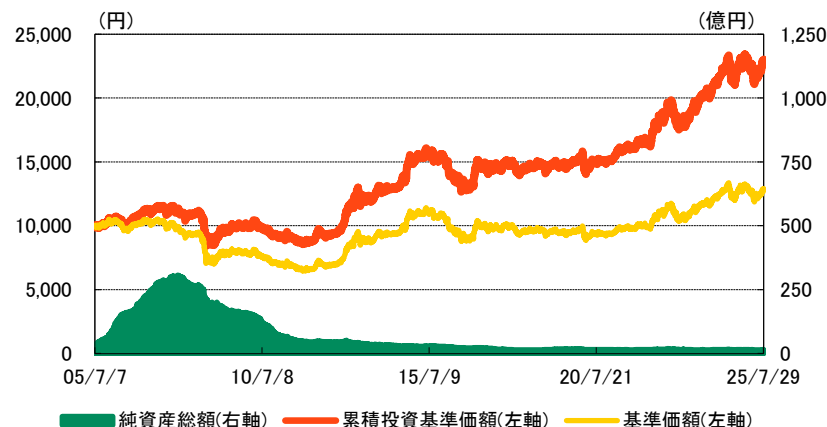


## ブラックロック・ワールド・インカム・ストラテジー(愛称: BR Win)

追加型投信/海外/債券

## 累積投資基準価額および純資産総額の推移



※ 基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## ファンドデータ

基準価額: 12,920 円

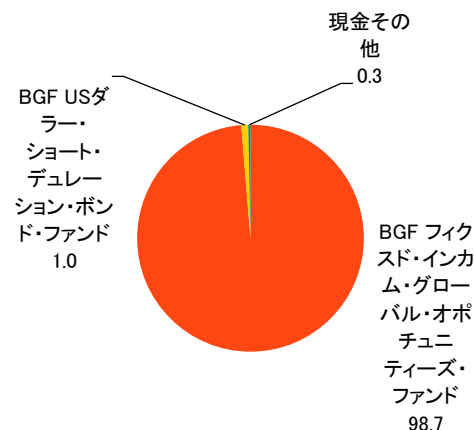
純資産総額: 15.53億円

ファンド設定日: 2005年7月7日

## 税引前分配金

| 分配金累計額 |          |     |      |          |     |      |          | 5,520円 |
|--------|----------|-----|------|----------|-----|------|----------|--------|
| 203期   | 22/08/22 | 20円 | 215期 | 23/08/21 | 20円 | 227期 | 24/08/20 | 20円    |
| 204期   | 22/09/20 | 20円 | 216期 | 23/09/20 | 20円 | 228期 | 24/09/20 | 20円    |
| 205期   | 22/10/20 | 20円 | 217期 | 23/10/20 | 20円 | 229期 | 24/10/21 | 20円    |
| 206期   | 22/11/21 | 20円 | 218期 | 23/11/20 | 20円 | 230期 | 24/11/20 | 20円    |
| 207期   | 22/12/20 | 20円 | 219期 | 23/12/20 | 20円 | 231期 | 24/12/20 | 20円    |
| 208期   | 23/01/20 | 20円 | 220期 | 24/01/22 | 20円 | 232期 | 25/01/20 | 20円    |
| 209期   | 23/02/20 | 20円 | 221期 | 24/02/20 | 20円 | 233期 | 25/02/20 | 20円    |
| 210期   | 23/03/20 | 20円 | 222期 | 24/03/21 | 20円 | 234期 | 25/03/21 | 20円    |
| 211期   | 23/04/20 | 20円 | 223期 | 24/04/22 | 20円 | 235期 | 25/04/21 | 20円    |
| 212期   | 23/05/22 | 20円 | 224期 | 24/05/20 | 20円 | 236期 | 25/05/20 | 20円    |
| 213期   | 23/06/20 | 20円 | 225期 | 24/06/20 | 20円 | 237期 | 25/06/20 | 20円    |
| 214期   | 23/07/20 | 20円 | 226期 | 24/07/22 | 20円 | 238期 | 25/07/22 | 20円    |

## 資産構成比率 (%)



※ 比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

## ファンドのパフォーマンス (%)

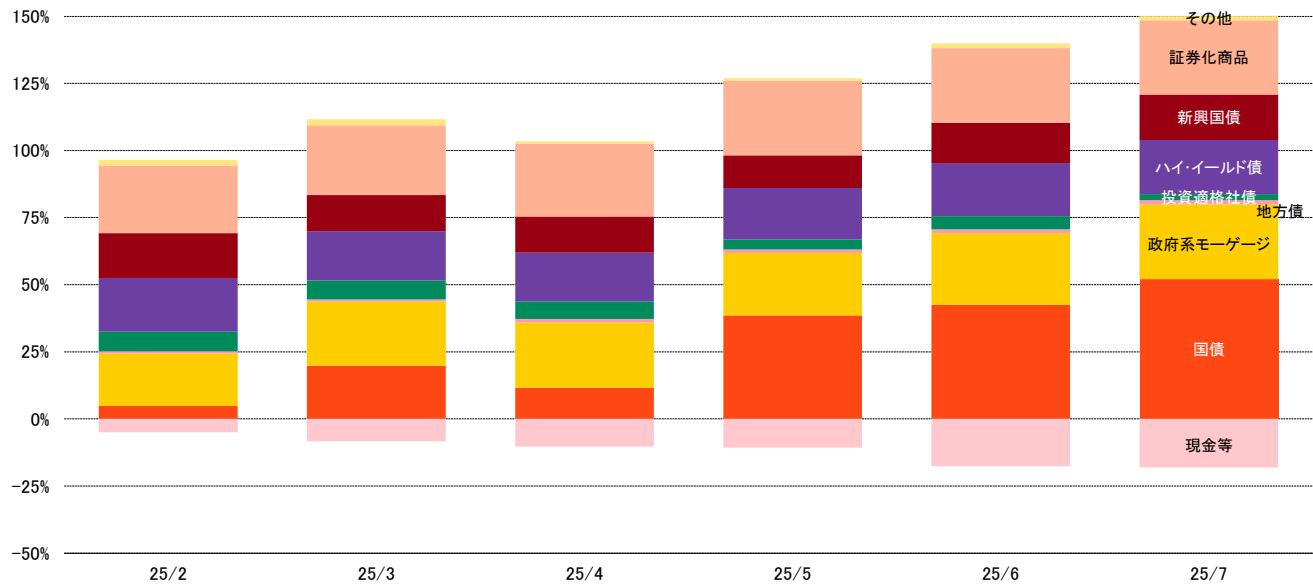
|       | 1ヵ月  | 3ヵ月  | 6ヵ月   | 1年    | 3年    | 5年    | 設定来    |
|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 基準価額  | 3.43 | 7.13 | 0.11  | 3.71  | 24.37 | 55.25 | 130.42 |
| 米ドルー円 | 3.16 | 4.78 | -3.26 | -2.00 | 10.98 | 42.82 | 32.99  |

※ 基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして算出した累積投資基準価額により計算しています。

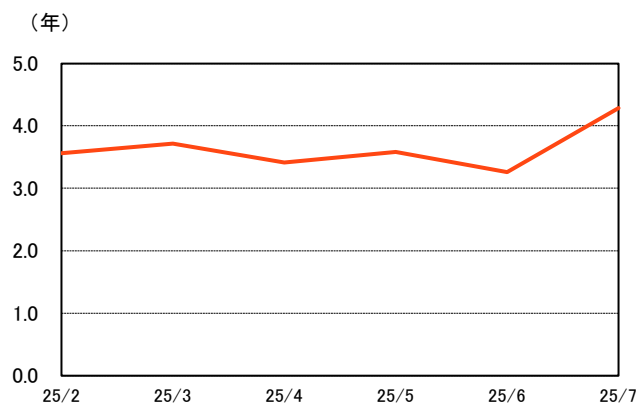
※ 米ドルー円の騰落率は、三菱UFJ銀行が発表する公示仲値を使用しています。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## 資産構成の推移＊



## 実効デュレーションの推移



## 組入上位10銘柄(%)＊

| 銘柄                                                  | 比率   |
|-----------------------------------------------------|------|
| UMBS 30YR TBA(REG A)                                | 22.8 |
| GNMA2 30YR TBA(REG C)                               | 1.8  |
| SPAIN (KINGDOM OF) 2.7 01/31/2030                   | 1.3  |
| ITALY (REPUBLIC OF) 2.95 07/01/2030                 | 1.2  |
| IRELAND (GOVERNMENT) 2.6 10/18/2034                 | 1.1  |
| UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AN 4.375 03/07/2030 | 0.9  |
| SPAIN (KINGDOM OF) 3.45 10/31/2034                  | 0.8  |
| SOUTH AFRICA (REPUBLIC OF) 8 01/31/2030             | 0.6  |
| ITALY (REPUBLIC OF) 4 11/15/2030                    | 0.4  |
| PHILIPPINES (REPUBLIC OF) 6.25 02/28/2029           | 0.4  |

## 通貨構成比率(%)＊

| 通貨         | 比率    |
|------------|-------|
| 米国・ドル      | 94.8  |
| ユーロ        | 1.0   |
| 日本・円       | 0.5   |
| インド・ルピー    | 0.5   |
| マレーシア・リンギ  | 0.4   |
| その他        | 4.0   |
| 韓国・ウォン     | -0.1  |
| オーストラリア・ドル | -0.3  |
| 香港・ドル      | -0.8  |
|            | 100.0 |

## その他

|              |      |
|--------------|------|
| 平均残存年数(年)    | 6.46 |
| 最低利回り(%)     | 5.29 |
| 実効デュレーション(年) | 4.29 |
| 平均格付         | A-   |

平均格付はS&Pの格付けを使用

＊ 比率はBGF フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンドの純資産総額に対する割合

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## 1. 市場環境

当月、トランプ政権による貿易協定の発表および、減税法案である「One Big Beautiful Bill Act」の成立により、今後の政策環境に対する不透明感が後退し、リスク資産が上昇しました。米国では、消費者物価指数(CPI)は前年同月比で2.7%上昇し、市場予想を上回りました。日本のCPIは前年同月比3.3%の上昇と、市場予想通りの結果となりました。

米国では、7月に開催された米連邦公開市場委員会(FOMC)において、政策金利は4.25～4.50%の範囲に据え置かれました。パウエル議長は、利下げを実施するには「ディスインフレーションに対するより強い確信」が必要であると繰り返し強調しました。関税に関するヘッドラインでは、月末に、日本および欧州との貿易協定の合意が発表され、自動車を含む輸入品の多くに15%の関税が適用されることとなりました。欧州中央銀行(ECB)は、7月の会合で政策金利を2.00%に据え置き、引き続き慎重にデータを重視する政策スタンスを維持しました。日本では参議院選が行われ、自民党と公明党は予想より小幅な議席減にとどまったものの、参議院での議席数が過半数を割り込みました。この結果を受けて、追加的な財政出動への懸念が高まりました。また、日銀は7月の金融政策決定会合で政策金利を0.50%に据え置き、金融政策の正常化には引き続き段階的に取り組む姿勢を示しました。

## 2. 運用経過

当月のリターンはプラスとなりました。

当月、スプレッドが拡大したことによりバリュエーションが改善した米国エージェンシーMBSへの配分を増やした一方、欧州投資適格債(特にBBB格)については、バリュエーションが割高であることから配分を削減しました。運用チームは引き続き魅力的な総合利回りが得られる高格付けの証券化資産等を選択しています。また、ファンダメンタルズが堅調で需給環境が良好な銘柄を選別することにより、ハイ・イールド債など利回り水準の高いセグメントへのエクスポージャーも維持しています。

(プラス要因)

米国と欧州の投資適格債およびハイ・イールド債へのエクスポージャー

CLO、CMBS、ABS、ノン・エージェンシーMBS等の証券化商品へのエクスポージャー

(マイナス要因)

米国債へのロング・エクスポージャー

## 3. 今後の運用方針

ポートフォリオのポジショニングに関しては、関税等による世界の金融市場における混乱を受け、金利、イールドカーブ、スプレッド、および通貨全体にわたり豊富な投資機会が生じていると捉えています。しかし、7月に発表された各国の貿易協定に対する市場の反応が明確となるまでは、市場に対して依然として慎重な姿勢を維持しています。イールドカーブ全体では、カーブの短期～中期ゾーンのエクスポージャーを保有することを選択しています。また、スプレッド資産に関しては、証券化資産や投資適格社債、さらには一部のハイ・イールド債に対しては前向きな見方を維持しています。新興国債券においては、マレーシア、ブラジル、メキシコ、韓国等の高格付けの新興国市場の現地通貨建てソブリン債への配分を維持する方針です。

※「3. 今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人 投資信託協会会員/一般社団法人 日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

| 金融商品取引業者名                                           |            | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|-----------------------------------------------------|------------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 株式会社SBI証券                                           | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 松井証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                 | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社                                         | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 楽天証券株式会社                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| SMBC日興証券株式会社                                        | * 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                               | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| アイザワ証券株式会社                                          | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○               |                 | ○                  |
| 四国アライアンス証券株式会社                                      | * 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号   | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社) | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)               | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社伊予銀行                                            | * 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号    | ○       |                 | ○               |                    |

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

1

当ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて、世界の様々な種類の債券に幅広く分散投資します。

主として、先進国の国債および投資適格債、先進国の高利回り社債（ハイ・イールド債）、エマージング諸国の債券等、世界の公社債を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。

副次的な投資対象として、一部を優先証券、転換社債、株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）に投資を行う投資信託証券を含みます。

#### 主要投資対象ファンドの投資対象

##### 先進国の 国債・政府機関債

先進国の  
政府または政府機関等により  
発行される債券

##### エマージング諸国のソブリン債

エマージング諸国の政府等により  
発行される債券

##### 先進国の地方債

先進国の地方自治体により  
発行される債券

##### 資産担保证券 （ABS、MBS等）

クレジットカード債権、  
自動車ローン、住宅ローン債権等を  
裏付けとして発行される債券

##### 投資適格社債

企業等により発行される  
債券のうち信用格付けが高い  
（BBB格以上）とされる債券

##### ハイ・イールド債

信用格付けが低く（BB格相当以下  
もしくは格付けされてない）、  
価格変動のリスクが大きい分、  
高い利回りが期待される債券

※主要投資対象ファンドにおいては、各セクターへの投資割合に制限を設けません。したがって、資産担保证券についても投資適格・非投資適格にかかわらず相当割合の投資を行うことができます。また、投資する資産担保证券の中には収益率向上のためデリバティブ取引等を活用するものも含まれます。資産担保证券への投資に伴う「期限前償還リスク」、「デリバティブ取引のリスク」、その他当ファンドにかかる投資リスクについては後述の投資リスクの記載の内容をご確認ください。主要投資対象ファンドの投資対象は今後変更となることがあります。

#### 主要投資対象ファンドの投資アプローチ

特定の市場指数にとらわれないアクティブかつフレキシブルな運用により、収益率の向上、インカム収入の獲得を目指します。

##### ■柔軟性の高い運用

- ・セクター間の相関や各市場に対する連動性に配慮し、価格変動を抑え、魅力的な収益率やインカム収入の確保を目指します。
- ・償還年限、セクター、地域配分、通貨配分等に制約を設けず、運用チームの判断による柔軟な運用を目指します。

##### ■リスクコントロール

- ・投資しているセクターにおけるリスクを様々な面からモニターします。デリバティブ取引等を利用し、リスクコントロールを行います。

※上記は主要投資対象ファンドにおける投資アプローチを説明するものです。将来変更される可能性があります。

**2** 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは、ブラックロック・グループが運用する「BGF フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド\*1」および「BGF USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド\*2」に投資します。

「BGF フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド\*1」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

\*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ フィクスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド クラスJ」投資証券です。

\*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスX投資証券」です。

※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。

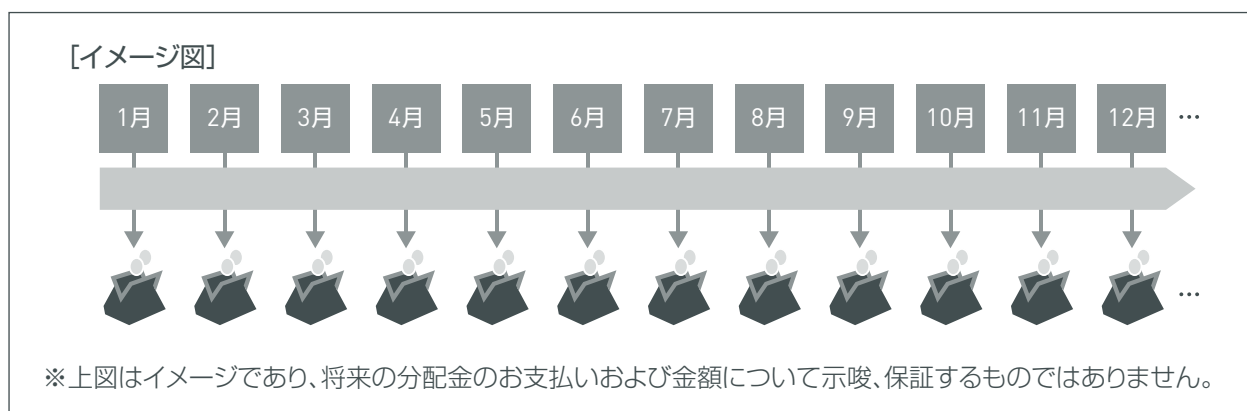
## 主要投資対象ファンドの概要

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名          | BGF フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 形 態                | ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 投資目的および<br>投 資 態 度 | <p>ファンドはトータル・リターンを最大化を目指します。ファンドは、少なくとも純資産の70%を世界各国の政府、政府関連機関、企業が様々な通貨建てで発行する譲渡性のある債券に投資をします。非投資適格債を含むあらゆる種別の有価証券を投資対象とし、これらを有効利用します。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。</p> <p>また、ファンドは、投資適格、非投資適格に係わらず、資産担保証券(ABS、MBS)に純資産の100%を上限として投資を行うことができます。なお、ファンドは中国の規則により許容される方法により、中国本土に流通する債券に純資産の20%を上限として投資することができます。</p> |
| 設 定 日              | 2007年1月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 投 資 顧 問 会 社        | <p>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック(シンガポール)リミテッド<br/> (副投資顧問会社:ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド)</p>                                                                                                                                                                 |

### 3 原則として、毎月分配を行います。

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき決定された分配金をお支払いします。

※ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。



**4 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。**

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ■ 金利変動リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の債券に投資します。政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば債券の価格は下落し、金利が低下すれば債券の価格は上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 信用リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の外部格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

当ファンドの投資対象ファンドは、信用格付が低い、または格付されていない公社債に純資産の相当部分を投資することができます。これらの種類の証券はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い証券に比べてより投機的であり、価格の変動がより激しく、債券投資の元本や金利収入を脅かすリスクも大きくなります。

#### ■ 期限前償還リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、MBS、CMBS、ABS等（資産担保证券）の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保证券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エマージング（新興）市場の発行体が発行する公社債にも投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に公社債の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。また、当ファンドの主要投資対象ファンドが投資する資産担保证券においてデリバティブ取引が用いられることがあります。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、取引コストと投資元本を脅かすリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

## その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

### ◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- デリバティブ市場において価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、デリバティブ市場動向が不安定になった場合
- 主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

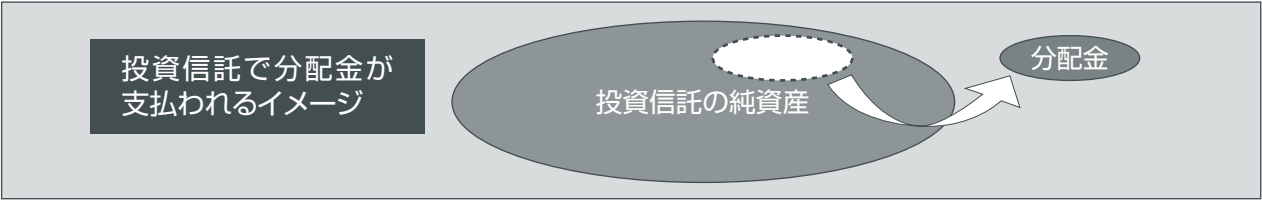
※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

収益分配金に関する留意事項

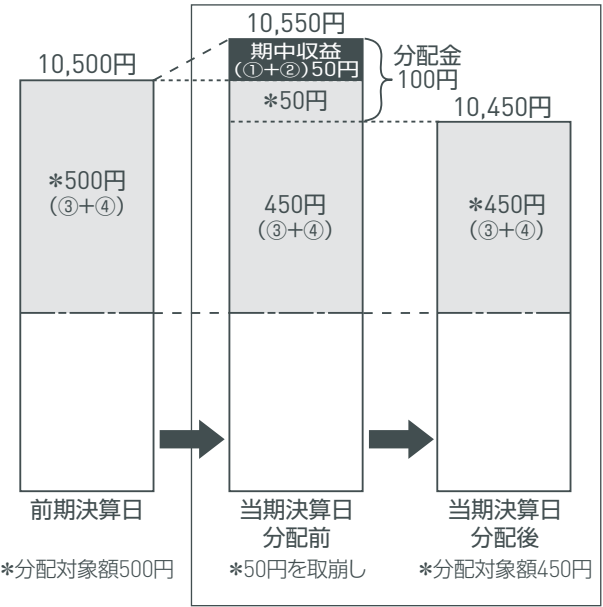
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



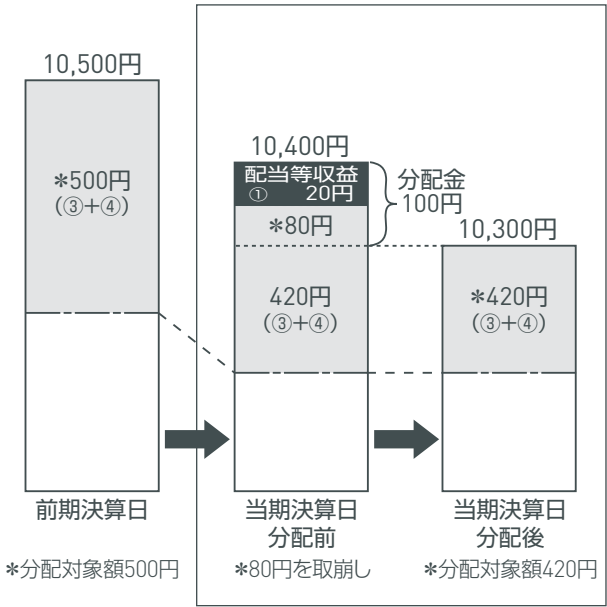
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

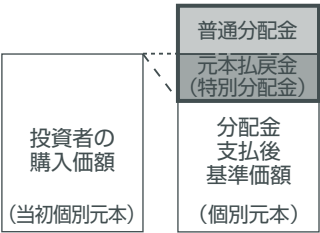


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

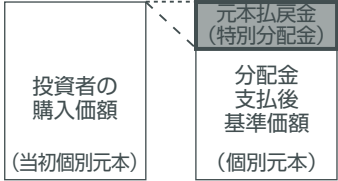
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より計算期間中の基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※ 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご参照ください。

# **手続・手数料等**

## **お申込みメモ**

|                    |                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | <p>分配金の受取方法により、一般コースと累積投資コースの2つのコースがあります。</p> <p>一般コース:1万口以上1万口単位</p> <p>累積投資コース:1万円以上1円単位</p> <p>販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また取扱いを行うコースは販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p> |
| 購入価額               | 購入受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                    |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                             |
| 換金単位               | <p>一般コース:1万口以上1万口単位</p> <p>累積投資コース:1口以上1口単位</p> <p>販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p>                                                                         |
| 換金価額               | 換金受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                    |
| 換金代金               | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                      |
| 申込締切時間             | 原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                 |
| 換金制限               | 大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                              |
| 購入・換金申込受付不可日       | ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受けません。                                                                                                     |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。                                                                                    |
| 信託期間               | 無期限(設定日:2005年7月7日)                                                                                                                                                                 |
| 繰上償還               | 当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。                                                                       |
| 決算日                | 毎月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                              |
| 収益分配               | <p>毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。</p> <p>累積投資コースを選択された場合の収益分配金は、税引き後全額自動的に無手数料で再投資されます。</p>                                                                    |
| 信託金の限度額            | 信託金の限度額は、5,000億円とします。                                                                                                                                                              |
| 公告                 | 投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                          |
| 運用報告書              | 毎年6月および12月の決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。                                                      |
| 課税関係               | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>配当控除または益金不算入制度の適用はありません。</p>                                      |

ファンドの費用

■ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                  | (各費用の詳細)                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                             |        |                  | 購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価                                                                                        |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |                  | —                                                                                                               |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                  | (各費用の詳細)                                                                                                        |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | ファンドの純資産総額に対して年1.584%(税抜1.44%)の率を乗じて得た額<br>※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。                                                                                                                                                  |        |                  | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                   |
|                     | 運用管理費用<br>の配分                                                                                                                                                                                                                                                                            | (委託会社) | 年0.715%(税抜0.65%) | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価                                                                               |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (販売会社) | 年0.825%(税抜0.75%) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価                                                                         |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (受託会社) | 年0.044%(税抜0.04%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                                                                                        |
| その他の費用・手数料          | 目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。<br>ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。また、投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |        |                  | •ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等<br>•外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。  
※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。